

# 一宮斎場整備運営事業

特定事業の選定

平成20年9月16日

一宮市

一宮市（以下「市」という。）は、一宮斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、平成20年7月31日に公表したところで

す。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表します。

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名

一宮斎場整備運営事業

### (2) 公共施設等の管理者等の名称

一宮市長 谷 一夫

なお、斎場は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付ける予定です。

### (3) 一宮斎場の概要

本事業は、一宮市における斎場として奥町字六丁山24番地に以下の施設を設置します。

詳細は、要求水準書を参照してください。

- ・敷地面積 約11,690㎡（既存の斎場施設の敷地を含む。）
- ・火葬炉数 火葬炉 13基（内大型炉1基）  
動物炉 1基  
汚物炉 1基
- ・待合室 6室
- ・告別室 4室
- ・収骨室 4室 ほか

### 【基本方針】 （一宮斎場建替基本計画(H18年11月)より)

- 1 経済性が高く合理的な斎場
- 2 良質なサービスを提供する緑豊かな斎場
- 3 すべての利用者にわかりやすく、使いやすい斎場
- 4 省資源や省エネルギー対策など、環境に配慮した斎場
- 5 効率的な整備手法を導入した斎場

#### (4) 事業の目的

既存の斎場施設は、昭和38年に設置して以来45余年が経過して、施設の老朽化が進んでいます。一方、平成17年4月に、一宮市、尾西市、木曾川町が合併し、火葬件数の増加に伴い利用ニーズの十分な対応が困難となりつつあります。このため、今後の急激な高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するものとして建替えによる新しい施設を整備するものです。既存の斎場施設は新しい施設の供用開始後に廃止します。

また、本事業を進めるに当たっては、財政支出の削減及び財政運営の効率化を図っていくことも重要な課題であることから、PFI方式の導入により、民間活力によるサービス水準の向上並びに財政支出の削減及び平準化を目指すものです。

なお、事業の実施に際しては、地元経済発展への配慮に期待しています。

#### (5) 事業の内容

##### (ア) 事業方式

BTO方式

##### (イ) 事業期間

- ・設計・建設期間は、平成21年度から平成22年度までの2年間  
(解体は、平成23年度前半)
- ・運営期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間

##### (ウ) 業務範囲

以下の業務範囲とし、詳しくは要求水準書に示します。

###### ①施設整備業務（設計・建設等業務）

- ・事前調査業務
- ・設計業務
- ・建設業務
- ・備品等整備業務
- ・工事監理業務
- ・仮設待合室等設置業務
- ・環境保全対策業務
- ・所有権移転業務
- ・各種申請等業務
- ・稼動準備業務

###### ②維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
- ・警備業務

- ・環境衛生管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務

### ③運営業務

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・告別業務
- ・炉前業務
- ・収骨業務
- ・火葬炉運転業務
- ・火葬業務（汚物・動物含む）
- ・待合室提供業務
- ・自動販売機設置業務
- ・料金徴収代行業務
- ・その他本施設運営上必要な業務

### ④既存施設の解体業務

- ・既存施設の解体業務
- ・廃棄物の処分業務
- ・跡地整備業務

## (エ) 事業者の収入

### ①市が支払うサービス購入料

上記（ウ）に示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払います。また、その方法は事業期間中毎年度、平準化して支払います。市が支払うサービス購入料の上限額については、債務負担行為議決後にホームページに公表する予定です。

サービス購入料は、物価変動、金利変動があった場合には、契約に従って改定します。物価変動等が一定程度の上昇があった場合、契約金額について協議することがあります。

事業者の契約の履行状況により、市は事業者サービス購入料を、減額または停止する場合があります。

なお、斎場は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する「公の施設」として位置付ける予定であり、火葬場の使用料（火葬炉使用料、待合室使用料）は、市の収入となります。

### ②自動販売機の収入

自動販売機の収入は、直接事業者の収入となります。

## 2 市自らが実施する場合とPFI事業として実施する場合の評価

### (1) 選定の方法

本事業を市自らが実施する場合に比較して、PFI事業として民間事業者が実施することにより、効果的かつ効率的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定します。具体的には、以下の手順により評価を行います。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

### (2) 市の財政負担見込額による定量的評価

#### (ア) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市自らが実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりです。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではありません。

市の財政負担額算定の前提条件

	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備費・解体費 ②起債金利 ③維持管理費 ④運営費	①施設整備費・解体費 ②創業費・開業関連費 ③起債金利 ④維持管理 ⑤運営費 ⑥アドバイザー業務委託費 ⑦モニタリング費
共通の条件	①事業期間 17年間（設計・建設2年間、維持管理・運営15年間） ②実施内容 要求水準書案において想定する事業者の業務範囲 ③割引率 4%/年	
資金調達に関する事項	①市債 ②一般財源	・施設整備費等(創業費、開業関連費は除く) ①市債 ②一般財源 ・創業費・開業関連費 ①選定事業者の自己資金 ②民間金融機関借入金
設計費・建設費に関する事項	施設基本計画に基づき設定	市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費・運営費に関する事項	既存斎場の実績又は参考見積を踏まえ設定	

#### (イ) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりです。ここでは、市自らが実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行います。

	財政負担の比較
市自らが実施する場合	100
PFI事業として実施する場合	83

#### (3) PFI事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する斎場施設の運営能力を活かし、遺族への配慮を含む住民サービスの水準向上及び環境問題への対応等について、安定的かつ継続的に図ることが期待できます。

#### (4) 事業者に移転するリスクの評価

PFI事業として実施する場合は、市自らが実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施します。

これらの移転リスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できます。

#### (5) 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約17%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができます。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定します。

愛知県一宮市霊園管理事務所  
(一宮市環境センター内)

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地

TEL : 0586-45-7004

FAX : 0586-45-0923

E-mail : seiso@city.ichinomiya.lg.jp